

船橋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の  
適正使用に係る基本指針  
運用解説

策定 平成27年8月1日

改正 令和2年2月3日

船橋市環境部環境政策課

## 目次

第1	趣旨	1
第2	対象範囲	1
1	施設等	1
2	薬剤の種類	2
(1)	農薬	2
(2)	殺虫剤	2
(3)	殺そ剤	2
(4)	殺菌剤	2
第3	基本的事項	2
1	薬剤の使用抑制	2
(1)	発生予防	3
(2)	生息状況の確認	3
(3)	薬剤を使用しない防除	3
(4)	記録・保存	4
(5)	適用除外	4
2	薬剤の適正使用	4
(1)	薬剤使用時の遵守事項	4
(2)	周辺への配慮と安全対策	6
(3)	記録・保存	7
(4)	子ども等への配慮	7
(5)	業務委託	8
3	薬剤の管理	8
4	情報共有	9
5	適正使用の推進	9
第4	適用除外	9
第5	指針の適用	9

## 第1 趣旨

農薬・殺虫剂等の薬剤は、病害虫等の防除等において有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、多くの市民が利用する市の施設等において、市が率先して薬剤の適正使用を推進することにより、環境リスクの低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この指針を定める。

### ○人の健康や環境に影響を及ぼす可能性

農薬・殺虫剂等の薬剤の中には、人の健康を損なうおそれがあるとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」の指定物質や、毒性が高い物質が含まれているものもある。

実際に本市の施設で行っている薬剤散布等に対し、健康に影響を与えるおそれがあるとして市民から一律な薬剤散布の自粛などの要望が寄せられている。

また、化学物質過敏症やアレルギー等で、化学物質に対する感受性が高い方や子どもに対しては、化学物質による影響が出る可能性がある。

### ○適正使用

この指針は、薬剤が人の健康へ及ぼす影響の程度は、薬剤の使用量ではなく、体に取り込む量で決まることを考慮し、一律に薬剤の使用の禁止を求めるものではない。

人や環境に対する影響に配慮し、有効・適切な技術を組み合わせ、薬剤を使用しない防除方法を検討・実施し、やむを得ず薬剤を使用する場合には薬剤の種類、使用量、使用方法、使用区域について十分な検討を行い、飛散しないような配慮、また、飛散したとしても、そこに近づかせせないなど、人の健康へのリスクを避けるための配慮を求めるものである。

### ○環境リスク

薬剤などが環境を経由して、人の健康や動植物の生息、生育に悪影響を及ぼす可能性のこと。

## 第2 対象範囲

### 1 施設等

市が所有又は管理する建物、土地及び樹木、草花等の植物（市がこの指針で定める事項について権限を持たないものを除く。）

### ○建物、土地及び樹木、草花等の植物

全ての市の建物及び空き地、路傍等の土地及び建物周辺、公園、街路樹などの樹木及び草花等の植物をいう。

### ○市がこの指針で定める事項について権限を持たないものを除く

市が所有する施設等の中には、例えば事業者等に貸与され、管理も貸与を受けた事業者等

が行っているためこの指針で定める事項について市が権限を持っていないものもある。そういう施設等はこの指針の対象としないが、指定管理者においては本基本方針に基づき取り組むよう努めるものとする。

## 2 薬剤の種類

- (1) 農薬
- (2) 殺虫剤
- (3) 殺そ剤
- (4) 殺菌剤

### ○農薬

農作物（樹木、農林産物を含む）用の薬剤で、農薬取締法に基づく農林水産省の登録を受けたもので、殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、殺そ剤、植物成長調整剤、誘引剤、展着剤、微生物剤をいう。また、農作物等の病害虫を防除するための天敵も農薬とみなされる。

### ○殺虫剤

主に建物内部で使用される、衛生害虫又は不快害虫を防除する薬剤で農薬を除くものをいう。衛生害虫とは、人の健康を害する虫の総称であり、ゴキブリ、蚊、ハエ等が含まれる。また、不快害虫とは、見た目に気持ちが悪くなるなどの理由により人に不快感を与える虫の総称であり、ヤスデやカマドウマ等が含まれる。

なお、ここでいう殺虫剤とは、衛生害虫や不快害虫を対象とするものをいい、同じ殺虫成分のものであっても、樹木等の害虫を対象とするものは農薬の殺虫剤である。

### ○殺そ剤

主に建物内部で使用される、衛生環境を損なうネズミを防除する薬剤（医薬品・医薬部外品）で農薬を除くものをいう。

### ○殺菌剤

衛生環境を損なう細菌等を殺すための薬剤で農薬を除くものをいう。

この指針では、建物の床、壁、手すり等構造物の殺菌を対象としており、器具消毒、人体消毒等は対象外とする。

## 第3 基本的事項

### 1 薬剤の使用抑制

病害虫等の発生や被害の状況に関わらず、薬剤を定期的に使用し、又は施設等の全体に使用することは、原則として行わないこととする。また、薬剤の使用を極力抑制するため、以下の各号を遵守すること。

### ○病害虫等

病害虫（樹木等を害する菌、線虫、昆虫等）、衛生害虫（ダニ、蚊等）、不快害虫（アシダカグモ等）、ネズミ及び雑草のことをいう。

### ○病害虫等の発生や被害の状況に関わらない薬剤の定期的、全体的使用

生息状況調査等を行わずに薬剤を使用すること、または調査等を行ってもその結果に基

づかずに定期的、又は施設等の全体に薬剤を使用することをいう。

○原則

貴重な植物の保存や観賞用栽培、試験研究のための施設や種苗生産施設等での病虫害の発生に対する未然防止、または、排水槽及び廃棄物の保管整備の周辺等の衛生害虫やネズミが発生しやすい箇所、シロアリによる被害のおそれがある箇所の発生防止のため等の場合は、例外として必要に応じ薬剤を使用できるものとする。

(1) 発生予防

日頃から、**病虫害等が発生しにくい環境づくり**に努めること。

○病虫害等が発生しにくい環境づくり

(樹木等)

- ・栽培前に、病虫害に強い樹木等を検討する。
- ・病虫害の越冬場所となる落ち葉や被害を受けた部分を処分する。
- ・通風や日当たりを確保するために間引き、剪定等を行う。

(建物)

- ・外部からの侵入経路を断つ。
- ・清掃によって病虫害等が発生、繁殖しにくい清潔な環境を保つ。
- ・ごみを放置しない。
- ・雨水がたまらない工夫をする。

(2) 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、あらかじめ**病虫害等の生息状況調査等**により、その発生状況を把握すること。

○病虫害等の生息状況調査等

〈樹木等〉

発生しやすい病虫害の種類や過去の病虫害の生息状況を参考とし、事前に病虫害の発生状況や被害の状況を調査する。

〈建物〉

衛生害虫及びネズミについては、定期的に発生場所・生息場所・侵入経路並びに被害の状況を調査する。不快害虫については、目視等で生息を把握する。

(3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病虫害等の発生が確認され、**防除が必要と判断された場合**には、まず、被害を受けた部分の剪定や捕殺、機械除草等の**物理的防除**により対応するよう努めること。

○防除が必要と判断された場合

防除の必要性の判断については、個々の施設により、病虫害等の発生状況が異なるため、基準は設けない。発生した病虫害等の種類、人への被害や植栽への影響の程度、施設の利用状況等を勘案して、施設管理者が判断するものとする。

○物理的防除

〈樹木等〉

捕殺、枝ごとの切除、ブラシ等によるはぎ取り、雑草の抜き取りや刈り取り等

〈建物〉

捕殺、わなの使用等

(4) 記録・保存

**生息状況調査等の結果を記録し、5年間保存**すること。

○生息状況調査等の結果を記録し、5年間保存

病虫害等の発生状況や被害の状況を記録し、5年間保存しておくこと。

(5) 適用除外

ア **シロアリの防除**を目的とした殺虫剤については、(2)及び(3)の規定は適用しない。

イ **薬剤を使用した防除等について法令、通知等により別に管理基準がある場合は、これを優先する。**

○シロアリの防除

シロアリの防除にあたっては、薬剤に代わる効果的な方法がないこと等から、一部の規定を適用しないものとする。

○薬剤を使用した防除等について法令、通知等により別に管理基準がある場合

法令・通知等により薬剤を使用した防除や作業等に管理基準がある場合はそれを優先するものとし、この指針における該当する規定は適用しないものとする。

2 薬剤の適正使用

病虫害等の発生による植栽への影響や人への被害を防止するなど、**やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。**

○やむを得ず薬剤を使用する場合

薬剤使用の判断については、個々の施設により、病虫害等の発生状況が異なるため、基準は設けない。発生した病虫害等の種類、人への被害や植栽への影響の程度、施設の利用状況等を勘案して、施設管理者が判断するものとする。

(1) 薬剤使用時の遵守事項

ア 使用にあたっては、まず**誘殺、塗布等の散布以外の方法**を検討すること。

イ 次の適切な薬剤を使用すること。また、できる限り**微生物農薬等、人の健康や動植物の生息、生育に悪影響を及ぼす可能性の低い薬剤**の使用の選択に努めること。

(a) 農薬は、**使用対象の農作物等及び防除対象の病虫害等に適用のある農薬取締法に基づく登録農薬**とする。

(b) 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。

ウ 薬剤の使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。

エ 使用する部位又は区域及び使用する薬剤量を**必要最小限**にとどめること。

オ 病虫害の発生前に予防的に、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」は行わないこと。

カ 複数の病虫害に対応する場合でも、有機リン系同士の混用は決して行わないこと。

キ 農薬を混合して使用する場合は、危害等が発生しないように注意すること。

ク 食毒剤（毒餌剤）を使用する場合は、誤食・接触防止を図ること。

○誘殺、塗布等の散布以外の方法

ここでは、散布を噴霧、燻煙などにより薬剤を撒くことをいう。散布は薬剤が飛散しやすいため、可能な限り散布ではなく以下のような方法をとることが望ましい。

（樹木）

誘殺（誘引トラップの設置）、塗布、樹幹注入や粒剤の使用（使用量や使用方法に注意する）

（建物）

誘殺（毒餌、ホウ酸だんご）や塗布（通り道、壁面への塗布）

○微生物農薬等、人の健康や動植物の生息、生育に悪影響を及ぼす可能性の低い薬剤

微生物農薬やフェロモン剤などが考えられる。ただし、このような農薬は速効性に劣る性質があることから、これらの農薬を散布した場合の効果が遅いことに留意の上、利用する。

○使用対象の農作物等及び防除対象の病虫害等に適用のある農薬取締法に基づく登録農薬

必ず農薬登録がなされた農薬を利用する（農薬のラベル等に「農林水産省登録第〇〇〇号」と記載のある農薬）。また、当該防除対象の農作物等や病虫害に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（総使用回数、使用量、使用濃度、使用時期等）及び使用上の注意事項を守って使用する。

○必要最小限

ラベル等に記載された使用方法（希釈倍数等）を遵守し、また、被害箇所の的確な把握により最少範囲の使用にとどめるものとする。

○現地混用

公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」は行わないこと。

○有機リン系同士の混用

混用により毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、有機リン系同士の混用は決して行わないこと。

○農薬を混合して使用する場合は

農薬を組み合わせで使用する場合は、ラベル等に記載された混用に関する注意事項を必ず守ること。また、試験研究機関がこれまでに行った試験等により得られている各種の知見を十分把握した上で、現地混用による危害等が発生しないよう注意すること。その際、生産者団体等が発行している「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない農薬の組み合わせで現地混用を行うことは避けること。

#### ○誤食・接触防止

子どもの手の届かないところに置いたり、食品などと区別できるような容器に入れたりするなどの対策を行う。

#### (2) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を散布する場合は、次の方法によるものとする。なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

ア 薬剤散布に当たっては、事前に施設利用者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、薬剤使用者等の連絡先、注意事項等を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。

イ 薬剤散布は、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に実施するとともに、飛散を低減させるノズルを使用するなど、薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。

ウ 施設の休館日に実施したり、通勤・通学時間帯を避けたりするなど、曜日・時間帯等に配慮すること。

エ 立入制限範囲を設定し、立て看板等による表示とともに、ロープ等を張ったり、必要に応じて見張りを立てるなど、散布時及び散布後に立入制限範囲内に薬剤使用者以外が立ち入らないよう措置すること。

#### ○周辺への配慮

塗布であっても薬剤を処置した箇所への接触により、健康への影響のおそれがある場合は、散布の場合と同様に、周辺への配慮が必要である。

#### ○作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、薬剤使用者等の連絡先、注意事項等を周知

- ・作業の目的については、例えば、「○○公園のツバキにチャドクガが発生しているので、周辺住民に当該害虫による皮膚の炎症を起こさないために」等、具体的に記す。
- ・作業の日時は、気象条件が合わない場合の代替日についても知らせる。
- ・使用薬剤については、具体的な薬剤名、希釈倍数、散布方法を記す。
- ・施設の利用者に対して、掲示板などを利用して周知する。
- ・街路樹や公園に散布する場合は、周辺住民にちらしなどで周知する。

#### ○飛散防止

〈樹木等〉

- ・風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行う。
- ・散布中は、風向きやノズルの向きなどに注意をする。

- ・飛散防止ノズルの使用や散布圧力の調整をする。
- ・周辺（特に風下）の遊具等に飛散しない措置（作業場所からの移動、シート養生など）をとる。

〈建物〉

- ・散布中は、ノズルの向きなどに注意をする。
- ・食品、食器、玩具等に飛散しない措置（作業場所からの移動、シート養生など）をとる。
- ・作業後は、必要に応じて強制換気、清掃を実施する。

○曜日・時間帯等

施設の休館日に実施したり、通勤・通学時間帯を避けたりするなど、人が散布場所にできるだけ近寄らない曜日や時間帯に実施する。

○立入制限範囲の設定

生物農薬については、ラベルに記載されている使用上の注意事項を守るとを前提の上、散布区域外においては、飛散等による被害の発生はほとんど考えられないことから、立入制限範囲の設定は不要と考えられる。

また、フェロモン剤については、ラベルに記載のある使用方法等に従って使用している限り、飛散等による被害の発生はほとんど考えられないことから、公園等の内部においても立入を制限する必要はないと考えられる。

(3) 記録・保存

薬剤の使用日時、場所、対象物、使用薬剤の種類と名称、希釈倍数及び単位面積あたりの使用量等の薬剤の使用状況を記録し、5年間保存すること。

(4) 子ども等への配慮

上記のほか、学校、幼稚園、保育園、通学路、図書館等、子ども等が多く利用、又は使用する施設やその周辺で薬剤を散布する場合には、次の方法によるものとする。

なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

ア 当該学校等や子どもの保護者等への周知を図ること。

イ 長期休暇中に実施するなど、実施時期や時間帯に最大限配慮すること。

ウ (2) エの措置に当たっては、子どもにもわかりやすい方法に努めること。

○子ども等への配慮

化学物質過敏症やアレルギー等で化学物質に対する感受性が高い方や子ども、妊婦等に対する化学物質による影響は、より一層考慮する必要がある。

さらに子どもは、散布場所に接触したあとにそのまま手を口に運ぶ等のおそれがあるため、子どもが多く利用する施設等では、注意喚起の表示を工夫するといった細心の注意が必要である。

○子ども等が多く利用、又は使用する施設やその周辺

学校、幼稚園、保育園、図書館、児童福祉施設、公園等の施設や通学路等をいう。

○当該学校等や子どもの保護者等への周知

通学路やその近くでの薬剤散布については、当該学校等に向けた周知を図る。

また、学校等で薬剤を使用する場合は、保護者や利用者に向けた周知を図る。

○長期休暇中など実施時期や時間帯に最大限配慮

長期休暇（夏休み等）や休館日を利用する等、子ども等が散布場所にできるだけ近づかない時期又は時間帯に実施するよう最大限努める。

○子どもにもわかりやすい方法

立て看板や掲示をする際には子どもの見やすい位置にしたり、掲示物は大きな文字を使い、難しい表現を避けたりするなど、子どもにも入ってはいけない場所であることが容易に伝わるように工夫する。

(5) 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合は、この指針に沿って業務を行うことを仕様書に記載するとともに、業者と十分に打ち合わせること。また、仕様書に、“薬剤を年に1回散布する”といった定期散布を行わせる記載をしないこと。

○指針に沿って業務を行うことを仕様書に記載

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合は、委託業者にこの指針の内容を十分に周知するため、仕様書にこの指針に沿って業務を行うことを記載する。また、指針のうち特に必要な事項を仕様書へ記載したり、特記仕様書を作成したりすること。

○業者と十分に打ち合わせる

作業計画書を提出させ、適切な方法で実施されるかをあらかじめ確認する等、十分な指導を行う。

また、施設管理者が作業の実施状況について十分に把握し、市民等からの問い合わせに対応できる体制を整えるとともに、業者から必要に応じ病虫害等防除に関する助言を受け、環境整備などを日常的に実施する。

○定期散布を行わせる記載

仕様書に例えば“薬剤を年に1回散布する”と記載すると、病虫害等の生息状況に関わらず年に1回は薬剤を散布することになるため、このような記載はしないこと。また、薬剤を使用する区域を施設全体とするといった記載は、過大な薬剤使用に繋がるため、このような記載もしないこと。

3 薬剤の管理

使用・保管する薬剤は、各種法令等に基づき適正に管理し、関係者以外の者が持ち出せないようにすること。

○各種法令等

消防法等各種関係法令を遵守すること。

○関係者以外の者が持ち出せないようにする

必要に応じ、鍵のかかる保管庫や倉庫に施錠して保管するといった措置をとること。

#### 4 情報共有

効果的な病害虫等の発生予防や防除の方法、各施設における害虫の発生状況などの情報を積極的に全庁で共有することを図る。

##### ○情報を積極的に全庁で共有する

この指針を推進するうえで有用と考えられる情報については、積極的に全庁で共有を図っていくこととする。具体的には、ふなばしポータル環境政策課の共通様式（以下、共通様式）からエクセルファイル『報告様式』をダウンロードし、所定の項目を記入した上で、環境政策課へメールで送付する。環境政策課は送付のあった情報を共通様式のエクセルファイル『情報共有』に反映し、全庁で閲覧が可能となるように整理する。

#### 5 適正使用の推進

薬剤の適正使用を推進するため、運用解説を作成し周知を図る。

##### ○適正使用の推進

指針、解説等の周知徹底に努め、施設管理者や防除業者等による薬剤の適正使用を推進するものとする。

#### 第4 適用除外

この指針は、緊急時に薬剤を使用する場合においては、適用しない。

##### ○緊急時に薬剤を使用する場合

感染症が発生又はそのおそれがある際に拡大防止を図る場合や災害時の感染症対策で薬剤を使用する場合、人への健康被害が発生するおそれのある場合等といった緊急時は、この指針を適用しない。

#### 第5 指針の適用

この指針は、令和2年2月3日から適用する。

#### 〈備考〉

屋外における薬剤の適正使用に係る具体的事項については、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル（環境省）」を参考とする。

屋内における薬剤の適正使用に係る具体的事項については、「建築物における維持管理マニュアル（厚生労働省）」を参考とする。